

定 款

社会福祉法人 小田原福祉会

社会福祉法人小田原福祉会定款

昭和 52 年 6 月 1 日施行

昭和 57 年 9 月 6 日改正（厚生省社第 第 869 号）

昭和 63 年 2 月 16 日改正（神奈川県指令老福 第 194 号）

平成 2 年 9 月 3 日改正（神奈川県指令老福 第 119 号）

平成 3 年 9 月 20 日改正（神奈川県指令老福 第 111 号）

平成 6 年 1 月 19 日改正（神奈川県指令高施 第 217 号）

平成 7 年 12 月 15 日改正（神奈川県指令高施 第 134 号）

平成 9 年 2 月 26 日改正（神奈川県指令高施 第 341 号）

平成 12 年 3 月 9 日改正（神奈川県指令老福 第 435 号）

平成 18 年 3 月 30 日改正（神奈川県指令福監 第 987 号）

平成 18 年 5 月 8 日改正（神奈川県指令福監 第 48 号）

平成 18 年 10 月 25 日改正（神奈川県指令福監 第 475 号）

平成 19 年 3 月 1 日改正（福監 第 895 号）

平成 20 年 2 月 28 日改正（神奈川県指令福監 第 1023 号）

平成 23 年 3 月 22 日改正（神奈川県指令福監 第 786 号）

平成 23 年 6 月 17 日改正（神奈川県指令福監 第 153 号）

平成 23 年 9 月 26 日改正（福監第 403 号）

平成 24 年 5 月 7 日改正（福監第 51 号）

平成 25 年 3 月 18 日改正（福監第 1242 号）

平成 25 年 6 月 28 日改正（介保第 57 号）

平成 26 年 10 月 15 日改正（介保第 153 号）

平成 27 年 3 月 6 日改正（介保第 281 号）

平成 28 年 3 月 8 日改正（介保第 326 号）

平成 28 年 6 月 20 日改正（地福第 129 号）

平成 28 年 10 月 12 日改正（地福第 393 号）

平成 29 年 3 月 31 日改正（地福第 931 号）

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

イ 老人居宅介護等事業の経営

ロ 障害福祉サービス事業の経営

ハ 老人デイサービスセンターの経営

ニ 老人デイサービス事業の経営

ホ 老人短期入所事業の経営

ヘ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

ト 生計困難者に対する相談支援事業の経営

チ 小規模多機能型居宅介護事業の経営

リ 特定相談支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人小田原福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上ならびに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を神奈川県小田原市穴部 377 番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員に議長を置き、その都度互選によって定める。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- （1）理事 7名
- （2）監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。
- 4 理事長以外の理事のうち、1名を第23条に規定する会長とすることができる。
- 5 第3項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(会長の選任)

第23条 会長は、この法人の基盤形成に顕著な功績のあった者、もしくはこの法人の経営に多大な貢献が期待される者の中から1名を理事会が選任し、評議員会の同意を得て、理事長が任免する。

(理事を兼務しない会長及び顧問)

第24条 第15条第4項の規定にかかわらず、理事を兼務しない会長を置くことができる。この場合において、同項に規定する会長は置かないこととする。

2 この法人に顧問若干名を置くことができる。

(理事を兼務しない会長の職務)

第25条 理事を兼務しない会長は、役員等の求めに応じ、顕著な功績又は優れた見識に基づいた意見を述べることができる。

2 前項の規定のほか、理事を兼務しない会長は、理事長の求めに応じ、理事会及び評議員会に出席して意見を述べ、又は提言することができる。

(顧問の委嘱)

第26条 顧問は、有識者等の中から理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

(顧問の職務)

第27条 顧問は、この法人の経営全般に亘る相談役的役割を担い、各役員求めに応じ意見を述べることができる。

(会長及び顧問の報酬)

第28条 会長(理事を兼務しない会長を含む。)及び顧問には、別に定める「理事・監事及び評議員等の報酬及び旅費に関する規程」に基づき、所定の報酬を支払うことができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、その都度互選によって定める。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができないものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名する。

第6章 資産及び会計（資産の区分）

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他の財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定期預金 1,000,000 円

(2) 神奈川県小田原市穴部字中尾377番地外所在の鉄筋コンクリート、鉄骨造、陸屋根、亜鉛メッキ鋼板、ルーフィング葺、地下1階付3階建特別養護老人ホーム潤生園建物1棟 (5,071.78 平方メートル)

(3) 神奈川県小田原市穴部字中尾376番所在の特別養護老人ホーム潤生園敷地 (376 平方メートル)

(4) 神奈川県小田原市穴部字中尾377番の1所在の特別養護老人ホーム潤生園敷地 (3,710 平方メートル)

(5) 神奈川県小田原市穴部字中尾378番4所在の特別養護老人ホーム潤生園

敷地 (674.58 平方メートル)

- (6) 神奈川県小田原市穴部字中尾 3 7 8 番 5 所在の特別養護老人ホーム潤生園

敷地 (255.23 平方メートル)

- (7) 神奈川県小田原市穴部字中尾 3 7 8 番 6 所在の特別養護老人ホーム潤生園

敷地 (903.94 平方メートル)

- (8) 神奈川県小田原市曾比字藤源河原 1 7 9 9 番所在の老人デイサービスセンター潤生園やすらぎの家栢山

敷地 (333.88 平方メートル)

- (9) 神奈川県小田原市曾比字藤源河原 1 7 9 9 番地所在の木造スレート葺 2 階建老人デイサービスセンター潤生園やすらぎの家栢山

建物 1 棟 (209.26 平方メートル)

- (10) 神奈川県小田原市成田字中ノ町 7 1 7 番 1 ・ 7 1 8 番 1 所在の老人デイサービスセンター潤生園やすらぎの家豊川

敷地 (324.54 平方メートル)

- (11) 神奈川県小田原市成田字中ノ町 7 1 7 番地 1 ・ 7 1 8 番地所在の木造瓦葺 2 階建老人デイサービスセンター潤生園やすらぎの家豊川

建物 1 棟 (183.47 平方メートル)

- (12) 神奈川県小田原市蓮正寺字中州 997 番 1 所在の老人デイサービスセンター・老人短期入所事業潤生園在宅介護総合センターれんげの里

敷地 (3,528.56 平方メートル)

- (13) 神奈川県小田原市蓮正寺字中州 997 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建老人デイサービスセンター・老人短期入所事業潤生園在宅介護総合センターれんげの里

建物 1 棟 (2,398.81 平方メートル)

同所所在の附属建物 (鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建ポンプ室)

1 棟 (10.56 平方メートル)

- (14) 神奈川県小田原市田島字根岸 1205 番 1 所在の認知症対応型老人共同生活援助事業 潤生園 よりあいどころ 田島老人デイサービスセンター 潤生園 やすらぎの家 田島

敷地 (1083.87 平方メートル)

- (15) 神奈川県小田原市田島字根岸 1205 番地 1 所在の軽量鉄骨造陸屋根 2 階建老人デイサービスセンター 潤生園 やすらぎ の家 田島

建物1棟(164.37平方メートル)

同所所在の附属建物(木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 認知症対応型 老人共同生活援助事業 潤生園 よりあいどころ 田島)

1棟(504.68平方メートル)

- (16) 神奈川県小田原市蓮正寺字中州 993 番地 3 所在の木造スレートぶき平家建 小規模多機能型居宅介護事業 潤生園 みんなの家 ほたるだ

建物1棟(389.10平方メートル)

- (17) 神奈川県南足柄市広町字下滝下 530 番地外所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 特別養護老人ホーム潤生園 みんなの家 南足柄

建物1棟(1,431.81平方メートル)

- (18) 神奈川県小田原市田島字堂ノ前 1176 番 1 所在の小規模多機能型居宅介護事業 潤生園 みんなの家 たじま敷地(641平方メートル)

- (19) 神奈川県小田原市田島字堂ノ前 1177 番所在の小規模多機能型居宅介護事業 潤生園 みんなの家 たじま敷地(79平方メートル)

- (20) 神奈川県小田原市田島字堂ノ前 1177 番 2 所在の小規模多機能型居宅介護事業 潤生園 みんなの家 たじま敷地(42平方メートル)

- (21) 神奈川県小田原市田島字堂ノ前 1176 番地 1 外所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 小規模多機能型居宅介護事業 潤生園 みんなの家 たじま

建物1棟(469.91平方メートル)

- (22) 神奈川県小田原市扇町三丁目 527 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階部分 小規模多機能型居宅介護事業 2階部分 サービス付き高齢者向け住宅 潤生園 みんなの家 はくさん

建物専有部分 家屋番号 扇町三丁目 527 番 1 の 101
(838.29平方メートル)

- (23) 神奈川県小田原市蓮正寺字中洲 997 番地 4 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 認知症対応型共同生活介護 潤生園 よりあいどころ螢田

建物1棟(657.49平方メートル)

- (24) 神奈川県南足柄市沼田字宮ノ前 237 番地所在の木造板葺平家建 老人デイサービスセンター 潤生園 やすらぎの家 沼田

建物1棟(101.15平方メートル)

附属建物（52.89 平方メートル） 同（9.91 平方メートル）

（25）神奈川県南足柄市沼田字宮ノ前 237 番所在の老人デイサービスセンター 潤生園 やすらぎの家 沼田

敷地（475.21 平方メートル）

（26）神奈川県南足柄市沼田字宮ノ前 238 番 1 所在の老人デイサービスセンター 潤生園 やすらぎの家 沼田

敷地（622.72 平方メートル）

（27）神奈川県南足柄市沼田字城山 420 番所在の老人デイサービスセンター 潤生園 やすらぎの家 沼田

敷地（489 平方メートル）

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 42 条に掲げる公益を目的とする事業を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第 35 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、神奈川県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、神奈川県知事の承認は必要としない。

- （1）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- （2）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 36 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産で現金の場合については、理事会の議決を経て、株式等に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第 37 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会

の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第40条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利

の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならぬ。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) 介護職員初任者研修の事業
- (3) 実務者研修の事業
- (4) 地域包括支援センターの事業
- (5) 訪問看護の事業
- (6) サービス付き高齢者向け住宅の事業
- (7) ガイドヘルパー養成研修の事業
- (8) 障害者居宅介護従業者基礎研修等の事業
- (9) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (10) 福祉有償運送事業
- (11) 福祉移送運転者講習の事業
- (12) 住宅確保要配慮者の居住の支援に係わる事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、神奈川県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人小田原福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 時田 純

理 事 小濱 新次

〃 大内 行雄

〃 国原 郁和

〃 真壁 賢二

〃 藤本 三郎

監 事 内田 晃

〃 露木 長治

2 この定款は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は平成29年6月16日から施行する。

附 則

この定款は平成30年1月4日から施行する。

附 則

この定款は平成30年6月7日から施行する。

附 則

この定款は平成30年7月26日から施行する。

附 則

この定款は平成 30 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

この定款は令和 2 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この定款は令和 2 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この定款は令和 2 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この定款は令和 2 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

この定款は令和 3 年 10 月 13 日から施行する。

附 則

この定款は令和 4 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この定款は令和 6 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この定款は令和 6 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この定款は令和 6 年 6 月 23 日から施行する。